

(参考資料)

令和5年3月23日
京都市文化市民局
〔担当：市民スポーツ振興室〕
電話：075-222-3135

【第二弾】球技場で使用済みの人工芝を譲ります！




京都市では、サッカーやラグビーなどで市民の皆様にご利用いただいている「下鳥羽公園球技場」及び「宝が池公園運動施設球技場」の人工芝の張替えを予定しています。

この度、廃棄物等を抑制する観点から、球技場で使用済みの人工芝、人工芝基布及び充填材（ゴムチップ及び珪砂）（以下「人工芝等」という。）の再利用、譲受け希望者を下記のとおり募集します。

なお、本件は、令和4年11月2日付けで募集した案件について再募集するものです。

記

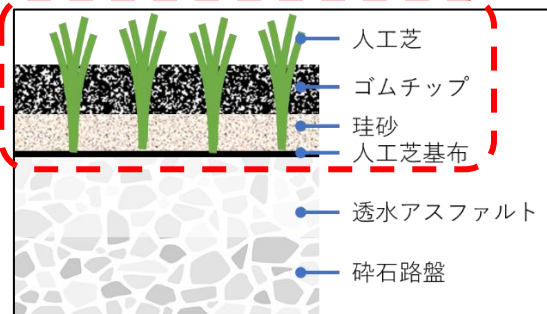
1 譲渡する人工芝等について

施設名称	人工芝	引渡時期(予定)
下鳥羽公園 球技場 (約 8,200 m ²)	 ドリームターフPT2065RS (積水樹脂株式会社製・平成23年度整備)	令和5年度 下半期
宝が池公園 運動施設球技場 (約 12,000 m ²)	 ドリームターフPT2065RS (積水樹脂株式会社製・平成24年度整備)	令和6年度 下半期

※ 使用済みの人工芝は耐用年数の10年程度が経過し、一部に劣化が見られますが、休憩スペースや軽い運動などでの日常的な利用は可能と思われる状態です。

2 譲渡内容について

- (1) 人工芝等（下図の赤点線枠内）を無償でお譲りします。
- (2) 人工芝及び人工芝基布（約 1.8m 幅×約 10m。1 本当たり 70～80kg 程度）と、充填材（フレコンバック 1 袋当たり約 700～800kg）とを分別して引き渡します。これらを 1 セットとし、充填材を再利用されない場合でもセット単位で譲り受けていただきます。
- (3) 運搬、設置等に要する費用、充填材の処分費その他一切の費用については、申出者が御負担ください。
- (4) 京都市公有財産及び物品条例第 1 1 条第 2 号により、公益上の必要性が認められない場合は譲渡いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。



3 譲渡対象者について

京都府内の法人（個人不可）

なお、次の(1)～(3)に該当する場合は、お申し出いただけません。

- (1) 京都市暴力団排除条例第 2 条第 1 項第 1 号に規定する暴力団及び同条第 4 号に規定する暴力団員等並びに同条第 5 号に規定する暴力団密接関係者
 - (2) 法人又はその代表者が、次のア～エに掲げる税等を滞納している者
 - ア 所得税又は法人税
 - イ 消費税
 - ウ 本市の市税
 - エ 本市の水道料金及び下水道使用料
 - (3) 代表者、役員又はその使用人が刑法第 9 6 条の 6 又は第 1 9 8 条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から 2 年を経過しない者
- ※ 申出者多数の場合は、京都市内の公的機関、教育機関等を優先させていただきます。

4 申出方法について

令和 5 年 5 月 1 9 日（金）午後 4 時まで、**別紙**「調査票」を E-Mail で提出してください。

※ **別紙**「調査票」の「諸条件」シートを必ず御確認のうえ、「調査票」シートの確認欄にを入れてください。がない場合は、申出がなかったものとみなすときがあります。

※ 申出者の都合、人工芝の状態等を理由とするキャンセルは、お受けできかねます。

5 現地下見について

原則として平日の午前9時～午後5時の間で、利用に支障のない範囲で各球技場の現地下見を調整いたします（利用状況等によっては、御希望の日時に添えない場合があります。）。

①法人名、②下見したい球技場名、③希望する日時（複数）及び④人数をE-Mailで御連絡ください。

※ 現地下見は人工芝の周囲部分を想定しており、当日の利用状況によっては中心部まで御覧いただけない場合があります。

※ 質問等がある場合は、別途E-Mailでお問い合わせください（現地下見に本市職員は同行しませんので、現地での質問等にはお答えできかねます。）。

【問合せ先及び提出先】

担当 京都市文化市民局市民スポーツ振興室（三宅、中川）

電話 075-222-3135

E-Mail sports@city.kyoto.lg.jp

※ E-Mailでのお問合せに御協力ください。